

## 第 61 回さっぽろ雪まつり「準公式記念品」選考の基準と取扱いについて

さっぽろ雪まつり実行委員会

### 1 準公式記念品の認定

さっぽろ雪まつり実行委員会（以下「実行委員会」）は、さっぽろ雪まつり公式記念品（以下「公式品」）のほか、実行委員会が認定する記念品（以下「準公式品」）を設ける。

### 2 準公式品の範囲

さっぽろ雪まつりポスター、キャラクター、シンボルマーク及びさっぽろ雪まつりを題材とするすべての記念品（製品）を対象とする。

### 3 認定基準

準公式品は、さっぽろ雪まつり公式品の販売に支障をきたさないと認められるものについて実行委員会がこれを認める。

- （例）・公式品の商品に類似しない商品である
- ・公式品の商品と類似しているが、価格等で差別化できる商品である

### 4 準公式品の取扱い

準公式品の取扱いについては、各自公式売店に商品を陳列することが出来るが、実行委員会は公式売店において商品を陳列することを斡旋する責を負わない。

雪まつり会場のみならず、自社売店での販売も認める。

製品についてのすべての責は製造者に帰すものとする。

### 5 販売期間について

準公式品の販売期間は、平成 22 年 1 月 15 日（金）から同年 2 月 28 日（日）までの間とする。

### 6 手数料について

実行委員会より準公式品として認められた商品については、売上金額の 4 % を準公式品販売手数料として徴収する。

### 7 売上報告について

2 月末までの販売数量及び販売金額を 3 月 12 日（金）までに報告書として提出すること。雪まつり会場以外の自社売店での売上も併せて報告すること。